

大阪体育大学 紀要編集規程

第1条 本紀要は年1回3月末に発行する。投稿論文等の投稿期限は11月30日としその期日を厳守する。

第2条 本誌に投稿できるのは、原則として本学専任教員に限る。

2 本学研究科の大学院生及び研究生、本学非常勤講師、学園関係者等については、本学専任教員が共同研究者の場合に投稿できる。

第3条 投稿内容は、各研究領域における総説論文、原著論文、実践論文、資料論文、大学院の学位論文要旨、事例報告、研究ノート、内外の研究動向、当該年度に行われた学会などでの発表の要旨・資料とする。ただし、当該年度に行われた学会などでの発表の要旨・資料以外は、未発表のものに限る。

2 総説論文は、重要な課題についての内外の諸研究を広く検討し、独自の観点から総合的に概観した論文とする。

3 原著論文は、オリジナルな実証的または理論的な研究論文とする。

4 実践論文は、体育・スポーツに関連する諸活動の実践を通して得られた情報に基づく実用的価値の高い論文とする。

5 資料論文は、内外の諸研究の追試的検討、新しい装置や方法、ならびに試験的な実証的または理論的な研究論文とする。

第4条 投稿論文等は、紀要編集部会（以下「部会」という）が選定し依頼する本学専任職員2名の査読者の審査を受けなければならない。

2 投稿者は、査読者及び部会の助言や指摘を尊重する。

3 論文の審査方法と審査手続きは、紀要部会内規として別に定める。

第5条 本規程及び別に定める紀要投稿細則に準拠しない投稿原稿については、部会において変更、又は修正を求めることができる。

第6条 原稿の採否は、部会において決定する。

第7条 印刷の校正は、投稿者が行うことを原則とする。

第8条 投稿原稿は原則として返却しない。

第9条 本紀要に掲載された論文などの著作権は、原則として大阪体育大学に帰属する。また、本紀要に掲載された論文を無断で複製および転載することを禁ずる。

附則 この規程は平成19年4月1日から施行する。

紀要投稿細則

1. 和文原稿の書式

1. 原稿は、ワードプロセッサで作成するものとし、A4版横書き、10～12ポイントのフォントを本文で用いることとする。なお、本文は原則として現代かなづかいとする。

2. 原稿の枚数は、25枚程度とする。

3. 挿図原稿は、図中の文字や数字が直接に印刷に付せられるように、鮮明に書く。方眼紙を使用する場合には薄藍色のものとし、写真は白黒の鮮明なものとする。

4. 図表には、それぞれに必ず通し番号とタイトルを付け、1枚ずつ原稿の用紙に貼り本文とは別に番号順に一括する。図表の挿入箇所は、本文原稿の欄外に赤インクでそれぞれの番号によって指示する。

5. 引用文献は、原則として本文の最後に番号順ないしは著者名のアルファベット順に一括し、単行本の場合には、著者・（発行年）・書名・版数・発行所の順とし、雑誌の場合には、著者・（発行年）・題目・雑誌名・巻号・頁の順に記載する。

6. 総説・原著・実践・資料の各論文には、欧

による400語以内の抄録（和訳文添付）を本文の前に添付する。その書式は、欧文原稿の書式1に準じる。なお、和文の題目の下には、必ず欧文題目を付けローマ字による著者名を記す。

7. 本学専任教員以外の共著書がある場合は、その所属機関名、身分等を脚注に明記する。
8. 投稿に際しては、オリジナル原稿と、投稿者名および所属機関を削除する。また、総説、原著、実践、資料などの論文の種別を明記するとともに、和文欧文それぞれによる3ないし5語のキーワードを明記する。
9. 最終的に投稿論文が掲載可となった場合、投稿者は採択論文の原稿および原稿の元となる電子データを提出する。
10. 別刷りの希望者は原稿提出と同時に申し込むこと。ただし、50部までは無償、それ以上については著者負担とする。

投稿論文及び査読後の再提出論文の提出先は、事務局庶務部の紀要原稿メールボックスに提出する。

附 則 この細則は平成14年7月1日から施行する。

II. 欧文原稿の書式

1. (a) 原稿は、原則として英文とする。
- (b) ワープロ（タイプライター）の字体はパイカ又はエリートを用いる。原則として1行に65ストローク、25行（ダブルスペース、ただし、写真図版にある文字については、この限りではない。）を1頁とする。なお、図表説明文や引用文はシングルスペースとする。パラグラフの冒頭には7ストロークの余白を置き、引用文等はさらに本文より4ストロークの余白を置く。
- (c) 独文、仏文その他の欧文の場合は、それぞれの論文作成書式に準ずる。

(d) 欧文による題目の下には、必ずローマ字による著者名を記す。

2. 和文原稿の書式1に同じ。
3. 和文原稿の書式2に同じ。
4. 和文原稿の書式3に同じ。
5. 和文原稿の書式4に同じ。
6. 引用文献は、原則として本文の最後に番号順ないしは著者名のアルファベット順に一括し、単行本の場合には、著者・（西暦発行年）・書名（イタリック体にするかまたはアンダーラインを施す）・発行地・発行所の順にする。
また、雑誌の場合には著者・（西暦発行年）・題目・雑誌名（イタリック体かまたはアンダーラインを施す）・巻号・頁（p. やpp. は付けない）とする。
7. 欧文原稿には、原則として和文800字以内の抄録を付ける。
8. 和文原稿の書式7に同じ。
9. 和文原稿の書式8に同じ。
10. 和文原稿の書式9に同じ。
11. 和文原稿の書式10に同じ。
12. 和文原稿の書式12に同じ。

附 則 この細則は平成19年4月1日より適用する。